

大型集客イベント開催時における市内回遊促進に向けた実証実験業務仕様書

本仕様書は、一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構（以下、「機構」という。）が企画実施する大型集客イベント開催時における市内回遊促進に向けた実証実験業務（「本業務」という。）に関して委託を行うにあたり、必要となる基本的事項について定める。

1. 委託業務名

大型集客イベント開催時における市内回遊促進に向けた実証実験業務

2. 業務目的

2019年のラグビーワールドカップ花園開催や、2021年のワールドマスターズゲームズ開催等、大規模な集客イベント開催時において、市内への回遊性を向上させ、地域経済への波及効果を高めるための手法を確立するため、2018年中に東大阪市花園ラグビー場や花園中央公園で開催される大型集客イベントの機会を活用し、市内回遊促進に向けた実証実験を行うもの。

3. 業務内容

(1) 市内飲食店や観光関連施設等と連携した回遊プログラムの実施

- ①市内回遊促進と消費の拡大に関する企画及び関係機関との連絡調整
- ②市内回遊促進に資するイベントまたはプログラムの企画実施

(2) 市内回遊促進に向けた誘導計画の立案及び実証実験の実施

- ①東大阪市花園ラグビー場及び花園中央公園から、市内各所への円滑かつ効果的な誘導に向けた企画立案
- ②①に基づく誘導策に関する実証実験の実施
- ③実証実験の結果を踏まえた分析及び今後の展開に関する具体的提案

(3) 本業務に関する広報の実施

- ①(1)及び(2)の業務の実施に必要な広報媒体の制作、印刷および配布
- ②その他本業務の周知に関し効果的と考えられる方策の実施

(4) 本業務に関する関係機関等との連絡調整

- ①契約期間中に東大阪市花園ラグビー場や花園中央公園で開催される大型集客イベントに関する情報収集及び、主催団体等との連絡調整
- ②その他本業務に係る機関、組織等との連絡調整

4. 業務内容に関する前提条件

当該業務の前提となる大型集客イベントとして、少なくとも以下のものを含むこと。

- A : 花園ラグビー場オープニングマッチ (平成30年10月26日開催)
(集客数見込: 約24,000人)
- B : ゆるキャラグランプリ2018 in 花園 (平成30年11月17日・18日開催)
(集客数見込: 約35,000人)

5. 履行期間 契約締結日より平成30年12月25日まで

6. 再委託の制限等

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託することについて、事前に書面にて機構の承認を得た場合は、この限りではない。

7. 個人情報の取扱い

- ・受託者は個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構個人情報保護規程（平成28年10月3日）」の趣旨を踏まえ、特に次の諸点に留意するなどこれを遵守しなければならない。
- ・個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、機構が必要と認める範囲内で収集すること。
- ・収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- ・個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう徹底するとともに、再委託を行う場合は受託者にも同様の取り扱いを遵守させること。
- ・収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するなど、安全確保の措置を講ずること。
- ・保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

8. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、機構と打合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 業務の遂行にあたり、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに機構へ報告すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、機構及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (4) 機構は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、受託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (5) 見積書作成にあたっては、仕様書の項目に準じた明細を作成し、単価等を明示すること。

9. 成果品等

- * 業務完了報告書（実証実験の結果の分析及び今後の展開に関する提案を含む。）
- * 業務関連資料（記録写真、制作物等）